

社会福祉法人敬英福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬英福祉会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(役員報酬の額)

第2条 常勤役員の報酬は年俸制とし、その12分の1を各月に支払うものとし、その額は別表1の基準額表により定め、評議員会において決定する。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 非常勤理事及び非常勤監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
理事会出席報酬	10,000 円

2 非常勤評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬
評議員会出席報酬	10,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または非常勤評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 非常勤監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

職制	交通費				宿泊費
	列車	汽船	航空機	自家用車	
理事長 役員	グリーン	1等	Jクラス相当	1km30円	上限13,000円 とする実費精算
評議員 施設長	特急指定	普通	エコノミー	1km30円	上限10,000円 とする実費精算

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成29年6月4日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表 1

役員報酬基準額表（年俸月額）

号俸	金額	号俸	金額
1	300,000円	26	1,600,000円
2	350,000円	27	1,650,000円
3	400,000円	28	1,700,000円
4	450,000円	29	1,750,000円
5	500,000円	30	1,800,000円
6	550,000円	31	1,850,000円
7	600,000円	32	1,900,000円
8	650,000円	33	1,950,000円
9	700,000円	34	2,000,000円
10	750,000円	35	2,050,000円
11	850,000円	36	2,100,000円
12	900,000円	37	2,150,000円
13	950,000円	38	2,200,000円
14	1,000,000円	39	2,250,000円
15	1,050,000円	40	2,300,000円
16	1,100,000円	41	2,350,000円
17	1,150,000円	42	2,400,000円
18	1,200,000円	43	2,450,000円
19	1,250,000円	44	2,500,000円
20	1,300,000円	45	2,550,000円
21	1,350,000円	46	2,600,000円
22	1,400,000円	47	2,650,000円
23	1,450,000円	48	2,700,000円
24	1,500,000円	49	2,750,000円
25	1,550,000円	50	2,800,000円

別表 2
非常勤役員等

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬	10,000 円
監事監査指導報酬	10,000 円